

御前崎市総合計画審議会条例（平成16年9月30日条例第164号）

最終改正:平成29年3月24日条例第1号

改正内容:平成29年3月24日条例第1号

○御前崎市総合計画審議会条例

平成16年9月30日条例第164号

改正

平成23年3月23日条例第3号

平成25年4月1日条例第1号

平成29年3月24日条例第1号

御前崎市総合計画審議会条例

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、御前崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、御前崎市総合計画の策定に関する事項について調査し、審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市議会議員

（2）市民団体の代表者

（3）学識経験者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。